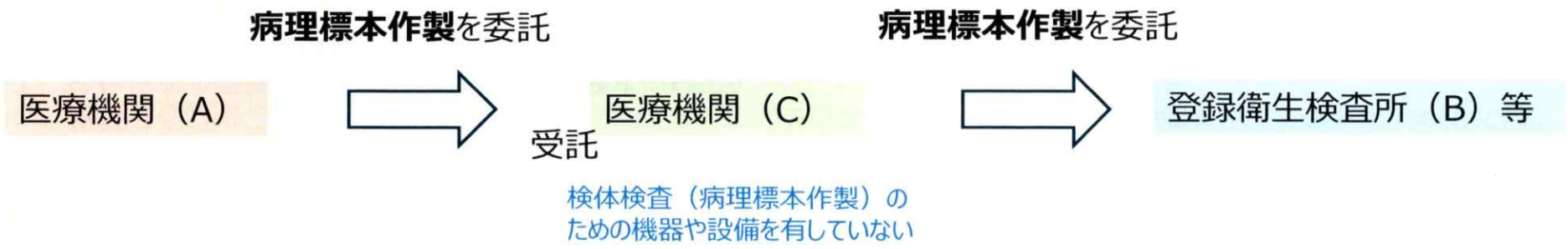
＊添付資料１の解釈について：
検体検査（病理標本作製）のための機器や設備を有していない医療機関（C）が、病理標本作製を委託する医療機関（A）より検体検査（病理標本作製）を受託し、当該検体の検体検査（病理標本作製）を登録衛生検査所（B）等に委託することは再委託にあたりますか。



回答：「再委託」に当たると考えるのが妥当

A → C：検体検査業務の「委託・受託」
C → B：CがAから受託した検体検査業務（**病理標本作製**）をさらに委託

「病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の留意点について」
医政総発0710第１号医政地発1129第１号

１検体検査業務の委託及び受託において遵守すべき事項について

検体検査業務を委託する病院等（以下「委託病院等」という。）及び検体検査業務を受託する病院等（以下「受託病院等」という。）が留意すべき事項は以下のとおりとする。

（１）検体検査業務の委託について委託病院等が留意すべき事項

委託病院等は、受託病院等が「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成30年厚生労働省令第93号）による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「新規則」という。）第９条の８第１項で定める基準を満たす施設であることを確認すること。

（２）検体検査の受託について受託病院等が留意すべき事項

受託病院等は、検体検査業務を受託するに当たり、新規則第９条の８第１項で定める基準を満たすこと。

２その他留意すべき事項について

病院等における検体検査の委託及び受託については、以下の点に留意すること。

（１）委託病院等においては、委託する検体検査の衛生検査所等への委託の可否を考慮した上で、適切な委託先を検討すること。

（２）受託病院等においては、本来の検体検査業務に支障を生じない範囲内で受託すること。

（３）受託病院等においては、非営利性を確保すること。

（４）受託病院等においては、検体検査業務の再委託は行わないこと。

（５）受託病院等においては、検体検査業務に係る施設、設備等について、当該業務の受託を主な目的としてあらかじめ設置し、使用することは認められないこと。

医療法の一部を改正する法律の一部の施行について　医政発 0207 第１号

第三 業務委託に関する事項

１ 業務委託全般について

（１）趣旨

病院、診療所又は助産所の管理者は、医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57 号。以下「平成29 年改正法」という。）による改正後の医療法第15 条の３第１項及び新政令第４条の７各号に掲げる業務を委託する場合には、業務の種類に応じ、それぞれ医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（平成30 年厚生労働省令第93 号。以下「平成30年改正省令」という。）による改正後の**医療法施行規則第９条の８及び第９条の９から第９条の15 までに規定する基準に適合する者に委託しなければならない**ものであること。

○医療法施行規則 (昭和二十三年十一月五日)(厚生省令第五十号) 抄

第九条の八　法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第四号に定める施設を除く。)における厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四 略

五　電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び遠心器のほか、別表第一の二の上欄に掲げる検査にあつては、同表の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる検査用機械器具を有すること。ただし、委託する者の検査用機械器具を使用する場合は、この限りでない。

別表第一の二(第九条の八関係)

病理学的検査	病理組織検査	一　顕微鏡
		二　ミクロトーム
	免疫組織化学検査	三　パラフィン溶融器
		四　パラフィン伸展器
		五　染色に使用する器具又は装置

備考

一　検査用機械器具は、代替する機能を有する他の検査用機械器具をもつてこれに代えることができる。

医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションや医療技術の適切な評価④

保険医療機関間連携による病理診断の要件見直し

➢ 保険医療機関間の連携による病理診断に関して、診療情報の提供をした上で衛生検査所と連携を行なっている場合や複数の常勤医師により鏡検を行っているなどの質の担保を行っている場合についても評価を行う。

現 行

標本の送付側



［施設要件］
・常勤の検査技師1名以上（※）
（※）5年以上の病理診断業務の経験があり、病理組織標本を作成できる臨床検査技師又は衛生検査技師

標本の送付

病理診断結果の報告
（病理診断を専ら担当する常勤医が診断を行い文書で報告）

標本の受取側



［施設要件］
・病理診断管理加算を算定していること
・以下のいずれかであること
- 特定機能病院
- 臨床研修指定病院
- へき地医療拠点病院
- へき地中核病院
- へき地医療支援病院

新たに追加で認める要件

標本の送付側



常勤の検査技師がいない医療機関でも算定可能

① ・標本作製依頼
・診療情報の提供

② 標本の送付

標本の作製



衛生検査所

③ ・標本の送付
・診療情報（※）の提供

（※）標本作製を行った衛生検査所等を明記

④ 病理診断結果の報告
（病理診断を専ら担当する常勤医が診断を行い文書で報告）

標本の受取側



複数の常勤医師（うち一人は7年以上の経験）の鏡検を行っている病理診断科を標榜する医療機関を対象に追加

同一の者が開設する衛生検査所で作製された病理標本が8割以下